

# 平成28年度予算編成方針

## 1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済の景気は、金融政策・財政政策・成長戦略の「三本の矢」の一体的推進により、デフレ脱却と経済再生に前進がみられ、緩やかな回復基調が続いているが、海外景気の下振れや金融資本市場の動向など、国の景気を下押しするリスクには留意する必要がある。

平成28年度は国と地方がそれぞれ策定した総合戦略をもとに、地方創生の本格的な取り組みを進める年であり、国の平成28年度予算の概算要求は、「骨太の方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度予算として、引き続き聖域なき歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

また、地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、概算要求時点では60.6兆円（対前年度比0.6%増）と平成27年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、地方交付税は本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとしている。

## 2 本市の財政見通し

山陰の景気は、生産活動に足踏み感はあるものの、設備投資に前向きな動きが出ており、個人消費に持ち直しの兆候があり、雇用情勢も改善傾向にあるなど、基調としては緩やかに持ち直している。本市においても市民税などは平成27年度当初の税収見込みを上回る予測であるが、公共施設の維持補修費や扶助費をはじめとする歳出の増大への対応など、厳しい財政運営が続いている。

本市の平成28年度の財政状況は、中期財政見通しで示すとおり、収入では税制改正に伴う市税の減少や合併算定替えの終了による地方交付税の漸減に加え、電源交付金等の減もあり、前年度に続き一般財源総額は大幅な減になると見込んでいる。一方、支出では扶助費など社会保障関係経費の増や、公共施設の維持管理費の増への対応が大きな課題となっている。

こうした中、「住みやすさ日本一」を実現するため、「松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》」に掲げられた新規事業や主要事業に「共創」の手法で取り組んでいかなければならない。そのためには、「公共施設適正化計画」に基づく見直しや、既存の事務事業の大胆な見直しなど行財政改革を進め、必要な財源を捻出することが不可欠である。平成28年度予算は、将来につながる事業に財源を重点配分しつつ、財政の健全化を進める予算を編成する。

### 3 予算編成の基本的な考え方

#### (1) 予算の優先的・重点的な配分

「松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》」に掲げられた事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、創意工夫をしながら予算要求を行うこととする。

(対象事業)

- ・松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

#### (2) 自立した財政運営を目指した行財政改革

平成 26 年度で地方交付税合併算定替えの特例期間が終了し、平成 34 年度まで段階的に減少していく地方交付税を見据えておかなければならない。国においては、既存事業について、聖域を設けることなく、施策・制度の抜本の見直しを行うこととなっていることから、国庫補助金等についても、厳しい国の財政状況により、総額削減も懸念される状況である。

また、中期財政見通しにおいては、歳入の減少と増え続ける社会保障費に財政状況は厳しさを増す一方であり、より一層の財政運営の健全化に向けた取り組みが必要となっている。従って、職員ひとりひとりがコスト意識を持ちながら、不断の行財政改革に取り組み、自立した財政運営を目指していかなければならない。

#### (3) 国の動向について

新しい内閣の発足により制度変更などが行われるかもしれないが、当面は、現行制度により予算編成作業を進める。

今後、国の動向を注視し、的確な情報把握に努め、必要に応じて予算編成過程のなかで対応していく。特に、各省庁分の総合戦略関連事業については、情報把握に努めておくこと。

### 4 予算編成の留意事項

予算要求にあたり、下記事項に特に留意願いたい。

#### (1) 総合戦略該当事業における予算要求について

総合戦略該当事業は、人口減少に対する危機意識を一人一人が認識し、行政だけでなく市民の立場からも実現可能なことに取り組むことが重要である。

このため、官民の役割分担を意識して関係団体等との調整を十分に行い、実施スケジュール及び実施主体の責任、役割が明確になった事業について要求を行うこと。

## (2) 事業効果の明確化

松江市の未来へ投資する事業を優先的に予算化する。

平成 28 年度からは新たな行政マネジメントシステムが稼動予定であり、P D C A サイクルを確立していくこととなるので、総合戦略の該当事業だけでなく、全ての事業において事業効果を明確にすること。

また、事業効果を検証し、効果が生じないものや少ないものは、事業を廃止すること。

## (3) ペイアズユーゴー原則の徹底

限られた財源のなかで、新規施策・重点施策に取り組むためには、既存事業の見直しが不可欠である。ペイアズユーゴー原則を基本に、既存事業を廃止・縮小することにより、新規事業に必要な財源を捻出し、事業の重点化を図ったメリハリのある予算要求とすること。

## (4) 行政診断結果及び決算特別委員会審査意見の反映

事務事業および補助金の見直しを反映した予算要求とすること。

また、経常収支比率が高止まりの状況にあるので、物件費・扶助費・維持補修費など経常的経費を積極的に見直すこと。

## (5) 類似施策等の重複・排除、大胆な見直し

関係課で連絡調整を行って、類似施策等の要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

## (6) 将来負担の軽減

今後の安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債・臨時財政対策債発行の発行抑制、繰上償還に取り組むこととする。

## (7) 臨時・嘱託職員の適正化

現状を十分に把握・検証した上で、適正な人員配置に基づき要求すること。

なお、「嘱託・臨時職員の担当業務に係る調査」の結果を踏まえて適切に要求すること。

## (8) 公共施設のあり方

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっていることから、「公共施設適正化基本方針」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合を含めた再編の可能性等も十分検討したうえで、予算要求を行うこと。

#### (9) 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰出金や補助費等に関する事業費は、真に必要なものを要求すること。

#### (10) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税などの目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにする。

#### (11) 国及び県の補助事業等

国及び県の補助事業等は、関係機関と連携を密にするなどの確かな情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の見直しを行うこと。

#### (12) 外郭団体に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、市の財政支出の見直しを行うこと。

#### (13) 事業計画等の調整

事業計画の策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画（プラン）に留意しつつ、体系的、計画的に行うこと。

#### (14) 公共工事コスト縮減対策

公共工事については、引き続き、総合的なコストの縮減対策に取り組むこと。また、既存ストックの有効活用を図り、施設の延命と投資的経費の抑制に努めること。

#### (15) 使用料及び手数料の見直し

平成 27 年 8 月 11 日付け財第 119 号「公共施設使用料設定の基本方針」に基づいた公共施設使用料の積算について」の算定結果に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。

## 予算要求基準の設定

平成 28 年度は、以下の基準により要求すること。

### 基本的要求基準

#### I 【新規事業】 ※1 一般財源で 2 億円を準備

①重点的事業において所要額を要求すること。

○重点的事業

- ・松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

ただしハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

#### II 【既存事業】

①平成 27 年 8 月 11 日付け財第 117 号「平成 28 年度当初予算編成に向けた準備作業について（通知）」により回答した「当初予算見直し調書」に基づき減額要求すること。

②増額事業については、平成 27 年 9 月 29 日付け財第 162 号「平成 28 年度当初予算編成に向けた部内調整（事業の優先順位）について（依頼）」により回答した「当初予算増額事業優先順位調書」の事業及び一般財源の範囲内で要求すること。

※2 ①及び②の結果、一般財源が「減額事業費<増額事業費」の場合は、減額事業費>増額事業費で要求すること。  
「減額事業費<増額事業費」の場合は、要求を受けない。

※3 ①及び②の対象事業は以下のとおり

- ・ソフト事業
- ・扶助費
- ・特別会計繰出金
- ・施設等管理運営費
- ・その他経常的経費

③ハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

④公債費及び人件費は、所要額を要求すること。

⑤公営企業繰出金は、対象となる事業費を精査のうえ、真に必要なものを要求すること。

**※参考 予算査定基準**

予算要求基準に基づいた要求後でも、なお大幅な歳入減が見込まれるので、事業効果や優先順位に基づき、歳入歳出が均衡になるまで査定を行う。

そのためにも、事業効果や優先順位は明らかにすること。